

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年1月まで

私は、会社を退職後、失業保険の手続の際、職業安定所の職員から国民年金の加入を勧められ、居住する市役所で国民年金に加入し、毎月、近くの集金人に、当時受給していた失業保険の中から国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月24日に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるとともに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳によると、同年9月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は当該加入手続時点において、同日に遡って被保険者資格を取得したものと推認されるが、資格取得日以前は、国民年金に未加入となるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、これとは別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行った時にもらった国民年金手帳を持っている。保険料は毎月集金人に納付し、まとめて納付したことはない。」旨主張しているところ、当該年金手帳は、昭和48年10月25日に発行され、同年9月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが記載されている上、当該年金手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には、国民年金保険料が納付されていないことを示す斜線が引かれており、国民年金被保険者資格を取得した同年9月から3か月ごとに検認されていることが確

認できることから、申立人は同年9月から現年度保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、当時受給していた失業保険の中から支払っていた。」旨主張しているところ、公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者情報及び失業給付金の受給情報によると、申立人が申立期間前の昭和45年4月1日から47年9月20日まで雇用保険の被保険者であったことは確認できるものの、離職に伴う失業給付金を受給したことは確認できず、申立人が失業給付金の中から国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付方法等について記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 2 日から 46 年 5 月 9 日まで  
年金事務所から送られてきた書類では、申立期間について、脱退手当金を支給した記録になっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 46 年 8 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人に係る被保険者資格の喪失の届出が昭和 46 年 5 月 31 日に旧姓で提出されていることが確認できるどころ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名は、当該事業所を退職した約2か月後の同年 7 月 20 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 8 月 17 日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1015

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 58 年 2 月まで

申立期間当時、A市B町にあったC社D出張所で、社員として営業と製品の配送業務に従事していた。入社当時から、給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社D出張所がA市B町に所在していたときに、当該事業所で勤務していた従業員等は、「申立人は、D出張所がA市B町にあった昭和 46 年頃から 54 年頃までのうち、48 年頃から 54 年頃まで、自ら事業所にトラックを持ち込み、製品の搬送等の業務を行っていた。」旨証言していることから、申立人は、昭和 48 年頃から 54 年頃まで、当該事業所で業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、C社D出張所に勤務し、今回連絡を取ることができた従業員等 10 人のうち4人は、「申立人は、事業所にトラックを持ち込み、運転手をしてしたが、正社員ではなく、会社は厚生年金保険に加入させていなかった。」、「申立人は契約社員で、会社は厚生年金保険には加入させていなかった。」旨それぞれ証言している上、残りの従業員6人から聴取しても、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、申立期間当時のC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 11 月 14 日から 48 年 1 月 1

日までの期間及び同年5月1日から58年3月17日までの期間、国民年金に加入し、それぞれの期間において国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録並びにE町（現在は、F市）及びA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立期間の当該保険料が還付された形跡は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。